

告 示

埼玉県告示第二百九十号

埼玉県議会令和六年二月定例会において議決された令和五年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）、令和五年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、令和五年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第二号）、令和五年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）、令和五年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）及び令和五年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和5年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,208,624千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,228,144,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		814,800,000	17,000,000	831,800,000
	1 県 民 税	322,434,000	8,223,000	330,657,000
	2 事 業 税	174,265,000	8,388,000	182,653,000
	3 地 方 消 費 税	147,202,000	△3,303,000	143,899,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,299,000	2,192,000	21,491,000
	5 県 た ば こ 税	7,925,000	326,000	8,251,000
	8 自 動 車 税	89,920,000	907,000	90,827,000
	11 旧 法 に よ る 税	1,000	267,000	268,000
2 地方消費税清算金		333,265,000	△3,181,000	330,084,000
	1 地方消費税清算金	333,265,000	△3,181,000	330,084,000
3 地方譲与税		132,678,860	10,202,000	142,880,860
	1 特別法人事業譲与税	128,259,000	10,202,000	138,461,000
4 地方特例交付金		5,214,000	△69,937	5,144,063
	1 地方特例交付金	5,214,000	△69,937	5,144,063
5 地方交付税		243,714,000	25,612,519	269,326,519

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	243,714,000	25,612,519	269,326,519
7 分担金及び負担金		2,991,219	△174,728	2,816,491
	1 分担金	189,571	△6,885	182,686
	2 負担金	2,801,648	△167,843	2,633,805
8 使用料及び手数料		26,129,701	238,335	26,368,036
	1 使用料	15,254,268	219,588	15,473,856
	2 手数料	10,875,433	18,747	10,894,180
9 国庫支出金		347,498,353	△82,515,756	264,982,597
	1 国庫負担金	125,263,564	△7,845,069	117,418,495
	2 国庫補助金	218,992,418	△74,304,274	144,688,144
	3 委託金	3,242,371	△366,413	2,875,958
10 財産収入		7,840,190	△57,607	7,782,583
	1 財産運用収入	6,027,209	48,995	6,076,204
	2 財産売却収入	1,812,981	△106,602	1,706,379
11 寄附金		169,565	49,247	218,812
	1 寄附金	169,565	49,247	218,812

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		115,685,959	△57,812,238	57,873,721
	1 特別会計繰入金	807,312	36,279	843,591
	2 基金繰入金	114,878,647	△57,848,517	57,030,130
13 繰越金		2,576,514	38,266,075	40,842,589
	1 繰越金	2,576,514	38,266,075	40,842,589
14 諸収入		38,606,754	6,089,333	44,696,087
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,920,280	△6,484	1,913,796
	3 貸付金元利収入	1,795,629	11,398	1,807,027
	4 受託事業収入	3,279,847	△643,852	2,635,995
	5 収益事業収入	15,057,111	5,044,763	20,101,874
	7 雑入	16,548,387	1,683,508	18,231,895
	15 県債		218,739,000	△16,854,867
1 県債		218,739,000	△16,854,867	201,884,133
歳入合計		2,291,353,115	△63,208,624	2,228,144,491

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,226,549	△77,198	3,149,351
	1 議会費	3,226,549	△77,198	3,149,351
2 総務費		104,162,044	62,074,076	166,236,120
	1 総務管理費	26,045,594	66,448,188	92,493,782
	2 企画費	9,109,758	△1,315,942	7,793,816
	3 県民費	12,970,933	△1,064,116	11,906,817
	4 環境費	13,238,004	△787,808	12,450,196
	5 徴税費	28,181,364	△50,466	28,130,898
	6 市町村振興費	4,863,398	△309,071	4,554,327
	7 選挙費	4,770,878	△801,783	3,969,095
	8 防災費	3,471,820	△11,083	3,460,737
	9 統計調査費	929,498	△24,742	904,756
	10 人事委員会費	290,508	△6,299	284,209
	11 監査委員費	290,289	△2,802	287,487
3 民生費		445,783,491	△19,005,250	426,778,241
	1 社会福祉費	325,915,502	△17,259,617	308,655,885

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	108,326,306	△2,564,980	105,761,326
	3 生活保護費	11,499,910	821,920	12,321,830
	4 災害救助費	41,773	△2,573	39,200
4 衛生費		213,466,175	△94,357,636	119,108,539
	1 公衆衛生費	168,880,060	△92,403,274	76,476,786
	2 環境衛生費	5,616,392	△121,742	5,494,650
	3 保健所費	4,141,892	△3,699	4,138,193
	4 医薬費	17,262,008	△1,828,921	15,433,087
5 労働費		5,494,820	△529,652	4,965,168
	1 労政費	1,866,594	△26,147	1,840,447
	2 職業訓練費	3,469,991	△501,776	2,968,215
	3 労働委員会費	158,235	△1,729	156,506
6 農林水産業費		28,277,036	△2,867,737	25,409,299
	1 農業費	9,496,944	△736,192	8,760,752
	2 蚕糸特産及び水産業費	477,300	△64,065	413,235
	3 畜産業費	2,703,828	△75,740	2,628,088

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 林業費	5,130,634	△788,834	4,341,800
	5 農地費	10,468,330	△1,202,906	9,265,424
7 商工費		40,131,071	1,516,820	41,647,891
	1 商工業費	39,686,486	1,526,457	41,212,943
	2 観光費	444,585	△9,637	434,948
8 土木費		156,380,235	△4,245,028	152,135,207
	1 土木管理費	10,989,321	△179,981	10,809,340
	2 道路橋りょう費	66,710,049	△1,889,136	64,820,913
	3 河川費	51,461,734	△889,271	50,572,463
	4 都市計画費	26,856,908	△1,268,369	25,588,539
	5 住宅費	362,223	△18,271	343,952
9 警察費		159,660,690	△1,255,664	158,405,026
	1 警察管理費	147,076,510	△1,153,894	145,922,616
	2 警察活動費	12,584,180	△101,770	12,482,410
10 教育費		478,373,538	△5,011,866	473,361,672
	1 教育総務費	36,982,884	1,284,420	38,267,304

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	143,999,039	△2,603,179	141,395,860
	3 中学校費	83,114,865	△1,413,519	81,701,346
	4 高等学校費	97,824,400	△912,713	96,911,687
	5 特別支援学校費	47,717,265	△847,786	46,869,479
	6 大学費	2,422,097	△24,758	2,397,339
	8 社会教育費	4,392,976	△327,258	4,065,718
	9 保健体育費	1,336,954	△167,073	1,169,881
11 災害復旧費		2,893,089	△21,339	2,871,750
	1 農林水産施設災害復旧費	73,039	△21,339	51,700
12 公債費		285,025,202	4,797,474	289,822,676
	1 公債費	285,025,202	4,797,474	289,822,676
13 諸支出金		366,479,175	△4,225,624	362,253,551
	1 公営企業支出金	17,464,175	△2,141,624	15,322,551
	2 地方消費税清算金	138,571,000	△3,063,000	135,508,000
	5 配当割交付金	8,847,000	△1,347,000	7,500,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,622,000	3,078,000	8,700,000

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 法人事業税交付金	12,859,000	208,000	13,067,000
	8 地方消費税交付金	170,578,000	△1,676,000	168,902,000
	10 自動車取得税交付金	1,000	196,000	197,000
	12 環境性能割交付金	3,234,000	520,000	3,754,000
歳出	合計	2,291,353,115	△63,208,624	2,228,144,491

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化会館 施設整備事業費	8,443,316	令和3年度 令和4年度 令和5年度	844,816 2,533,067 5,065,433	7,915,700	令和3年度 令和4年度 令和5年度	844,816 2,533,067 4,537,817
8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム20 02公園大型映像装 置改修事業費	1,650,000	令和4年度 令和5年度 令和6年度	429,000 660,000 561,000	2,310,000	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	429,000 660,000 860,500 360,500
9 警察費	1 警察管理費	越谷警察署 庁舎建設費	6,271,690	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	19,617 828,737 1,856,527 3,566,809	7,089,153	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	19,617 828,737 1,856,527 4,384,272
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費(令和4年度 着工分)	749,392	令和4年度 令和5年度	302,220 447,172	693,254	令和4年度 令和5年度	302,220 391,034

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		教育関係庁舎 大規模改修費 (令和4年度 着工分)	1,380,287	令和4年度 令和5年度	811,924 568,363	1,246,490	令和4年度 令和5年度	811,924 434,566

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	県有財産管理営繕事業費	1,148,716
	2 企 画 費	地域公共交通活性化事業費	24,600
		国土調査費	49,407
	4 環 境 費	次世代自動車普及促進事業費 自然公園等施設整備費	307,332 24,306
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	民間社会福祉施設整備促進事業費	109,195
		障害者支援費	760,716
		工賃向上支援事業費	48,500
		子供の安心・安全対策事業費	39,600
		介護保険制度推進事業費	2,506,489

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		介護職員処遇改善特別対策事業費	593,612
		心身障害児(者)援護施設等整備助成費	562,064
		老人福祉施設整備助成費	1,468,950
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費	668,973
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備助成費	41,056
4 衛生費	1 公衆衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	12,140,611
	2 環境衛生費	生活基盤施設耐震化等補助	13,818
	1 農業費	農林振興センター運営費	24,494
		県産農産物販売促進特別対策事業費	281,776
		米麦産地育成対策費	2,310
		種苗センター費	8,668

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 畜産業費	秩父高原牧場費	130,698
		家畜保健衛生所機能強化事業費	239,516
	4 林業費	水源地域の森づくり事業費	128,388
		木材利用拡大対策事業費	19,525
		森林計画推進事業費	79,385
		林業・木材産業構造改革事業費	330,345
		林業事務所運営費	5,785
		都市と山村交流の森管理事業費	2,400
	5 農地費	土地改良事業計画等調査費	3,307
		団体営土地改良事業費	74,325
		水辺周辺活用事業費	69,930

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	70,100
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木技術管理費	104,711
		道路網構想推進費	14,500
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路台帳整備費	59,513
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	144,000
	3 河 川 費	河川管理費	11,800
		河川維持修繕費	290,000
		急傾斜地崩壊対策費	95,000
水防情報システム整備費		191,000	
		さいたま新都心管理事業費	409,200
		都市計画法施行費	42,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	都市計画調査費	84,660
		市街地再開発促進費補助	39,180
		連続立体交差費	139,000
		公園等施設管理費	129,073
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	68,532
9 警察費	1 警察管理費	警察施設整備費	76,138
10 教育費	1 教育総務費	教職員人事事務費	2,730
		教職員住宅等管理費	104,077
		いじめ・不登校総合対策費	44,106
		県立学校建物等維持管理費	78,094
		快適ハイスクール施設整備費	8,800

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		県立学校体育館整備費	114,524
	4 高等学校費	県立高等学校エレベーター等設置費	81,260
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	森林管理道災害復旧対応事業費（過年度分）	13,570
	2 土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧対応事業費（過年度分）	57,000

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	埼玉園芸生産力強化支援費	246,750	埼玉園芸生産力強化支援費	368,250
		園芸振興対策費	210,000	園芸振興対策費	919,090
	4 林業費	森林整備推進事業費	33,856	森林整備推進事業費	90,349
		森林管理道整備事業費	73,647	森林管理道整備事業費	454,309
		治山事業費	96,000	治山事業費	427,685
	5 農地費	かんがい排水事業費	88,660	かんがい排水事業費	441,830
		ほ場整備事業費	928,830	ほ場整備事業費	1,228,257
		農地防災事業費	720,300	農地防災事業費	1,449,499

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		自転車歩行者道整備費	122,000	自転車歩行者道整備費	646,014
		交差点整備費	25,000	交差点整備費	207,975
		交通安全施設整備事業費	854,000	交通安全施設整備事業費	1,496,637
		社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	866,580	社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	1,168,804
		舗装道整備費	143,000	舗装道整備費	1,050,000
		道路環境整備費	105,000	道路環境整備費	400,000
		災害防除費	90,000	災害防除費	657,000
		電線地中化 (道路)整備費	248,000	電線地中化 (道路)整備費	420,000

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 道路橋りょう費	バリアフリー安全対策費	209,000	バリアフリー安全対策費	240,000
		道路安全施設費	1,019,777	道路安全施設費	1,150,000
		自転車通行環境整備費	10,000	自転車通行環境整備費	30,000
		社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	496,438	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	630,818
		道路構造物維持事業費	374,000	道路構造物維持事業費	759,000
		道路改築費	211,500	道路改築費	1,025,000
		道路改築事業費	1,155,000	道路改築事業費	2,393,000
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	3,640,604	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	4,485,604

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費		橋りょう修繕費	2,447,000	橋りょう修繕費	3,634,000
		橋りょう補修事業費	1,429,000	橋りょう補修事業費	1,520,000
	3 河 川 費	緊急浚渫推進費	2,209,000	緊急浚渫推進費	2,324,000
		排水機場等維持修繕費	954,770	排水機場等維持修繕費	1,342,070
		河川改修費	7,490,700	河川改修費	8,040,700
		社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	12,218,584	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	12,739,584
		河川改修事業費	5,700,400	河川改修事業費	6,030,894
		砂防維持修繕費	322,000	砂防維持修繕費	629,250

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		砂 防 施 設 費	165,000	砂 防 施 設 費	235,000
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	376,000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	542,500
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	202,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	272,000
		砂防施設事業費	635,000	砂防施設事業費	810,000
		公共団体区画整理事業 県道整備費	21,390	公共団体区画整理事業 県道整備費	78,209
		つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	165,546	つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費	383,846
		街路整備費	212,000	街路整備費	1,163,000
		街路改良事業費	1,724,000	街路改良事業費	2,603,000

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (街 路) 事 業 費	181,000	社会資本整備総合交付金 (街 路) 事 業 費	240,000
		連続立体交差事業費	35,300	連続立体交差事業費	366,000
		公園等施設整備費	262,500	公園等施設整備費	1,297,938
		埼玉スタジアム2002 公園管理運営費	220,000	埼玉スタジアム2002 公園管理運営費	508,247
		社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	294,000	社会資本整備総合交付金 (公 園) 事 業 費	1,746,728
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	情報教育推進費	32,623	情報教育推進費	2,294,753
		県立学校大規模改修費	986,462	県立学校大規模改修費	1,310,612

第4表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利 子補助（令和5年度融資分）	令和6年度から 令和20年度まで	7,321,500	令和6年度から 令和20年度まで	5,803,646

第5表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	1,133	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。	無 利 子	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
県有施設整備事業	15,346,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	13,853,000				(補正前に同じ。)
試験研究機関等設備整備事業	83,000	同	上	同	上	73,000			(同 上)
緑の森博物館用地購入事業	45,000	同	上	同	上	31,000			(同 上)
身近な緑公有地化事業	130,000	同	上	同	上	72,000			(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防学校施設整備事業	39,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	38,000		(補正前に同じ。)	
心身障害児（者）援護施設等整備事業	699,000	同	上	同	上	331,000	(同)	上)
老人福祉施設整備事業	3,995,000	同	上	同	上	3,473,000	(同)	上)
児童福祉施設整備事業	446,000	同	上	同	上	265,000	(同)	上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童相談所整備事業	100,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	97,000		(補正前に同じ。)	
衛生研究所施設整備事業	33,000	同上	同上	同上	30,000		(同上)	
高等技術専門校施設整備事業	10,000	同上	同上	同上	0			
種苗センター施設整備事業	27,000	同上	同上	同上	19,000		(補正前に同じ)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業大学校 施設整備事業	38,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	22,000		(補正前に同じ。)	
農業技術研究センター 施設整備事業	51,000	同	上	同	上	48,000	(同)	上)
水産研究所 施設整備事業	93,000	同	上	同	上	43,000	(同)	上)
茶業研究所 施設整備事業	13,000	同	上	同	上	10,000	(同)	上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	77,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	69,000		(補正前に同じ。)	
林道事業	297,000	同上	同上	同上	217,000		(同上)	
県単独治山事業	376,000	同上	同上	同上	375,000		(同上)	
治山事業	164,000	同上	同上	同上	154,000		(同上)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,741,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,552,000			(補正前に同じ。)
県単独農業基盤整備事業	609,000	同	上	同	上	607,000		(同 上)
直轄事業（土地改良） 負担金	464,000	同	上	同	上	366,000		(同 上)
彩の国ビジュアルプラザ 設備整備事業	89,000	同	上	同	上	84,000		(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
S A I T A M A ロボ ティクスセンター (仮称) 整備事業	1,443,000	普通貸借又は証券 発行(他の地方公 共団体との共同発 行を含む。)。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	922,000				(補正前に同じ。)
産業技術総合センター 施設整備事業	641,000	同	上	同	上	同	上	532,000	(同 上)
県単独道路建設事業	29,397,000	同	上	同	上	同	上	29,376,000	(同 上)
道路事業	9,405,000	同	上	同	上	同	上	8,861,000	(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業負担金	14,324,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	12,973,000			(補正前に同じ。)
河川事業	9,622,000	同上	同上	同上	9,596,000			(同上)
県単独河川改修事業	16,668,000	同上	同上	同上	16,662,000			(同上)
県単独砂防事業	1,706,000	同上	同上	同上	1,703,000			(同上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	877,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	866,000		(補正前に同じ。)	
都市環境整備事業	1,247,000	同上	同上	同上	1,050,000		(同上)	
街路事業	2,848,000	同上	同上	同上	2,679,000		(同上)	
県単独街路事業	2,182,000	同上	同上	同上	2,012,000		(同上)	

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独公園事業	3,952,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,951,000			(補正前に同じ。)
公園事業	1,282,000	同上	同上	同上	1,280,000			(同上)
警察署庁舎建設事業	10,123,000	同上	同上	同上	9,134,000			(同上)
県立高等学校建設事業	10,389,000	同上	同上	同上	8,011,000			(同上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立特別支援学校 建設事業	2,869,000	普通貸借又は証券 発行（他の地方公 共団体との共同発 行を含む。）。た だし、発行価格が 額面金額を下回る ときは、その発行 価格差減額をうめ るため必要な金額 を限度額に加算し た金額とすること ができる。	10%以内。ただ し、利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	政府資金について はその融通条件に より、銀行その他 の場合はその債権 者と協定した融通 条件による。ただ し、県財政の都合 により据置期間を 短縮し、若しくは 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。	2,390,000			(補正前に同じ。)
社会教育施設等整備事業	1,205,000	同	上	同	上	1,071,000		(同 上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	328,000	同	上	同	上	319,000		(同 上)
史跡整備事業	3,000	同	上	同	上	2,000		(同 上)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
水道用水供給事業 出資金	8,179,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,202,000				(補正前に同じ。)
臨時財政対策債	58,000,000	同	上	同	上	53,378,000			(同 上)

令和5年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,526,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,619,826千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		337,669,221	8,526,605	346,195,826
	1 一 般 会 計 繰 入 金	194,381,933	8,555,591	202,937,524
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,618,288	△28,986	1,589,302
歳 入 合 計		527,093,221	8,526,605	535,619,826

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		527,093,221	8,526,605	535,619,826
	1 公債費	527,093,221	8,526,605	535,619,826
歳出	合計	527,093,221	8,526,605	535,619,826

令和5年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,601,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,104,350千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		12,145,502	△1,045,280	11,100,222
	1 証紙収入	12,145,502	△1,045,280	11,100,222
2 繰越金		1,560,000	△555,872	1,004,128
	1 繰越金	1,560,000	△555,872	1,004,128
歳入合計		13,705,502	△1,601,152	12,104,350

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		12,145,502	△1,045,280	11,100,222
	1 一般会計繰出金	12,145,502	△1,045,280	11,100,222
2 返 還 金		1,560,000	△555,872	1,004,128
	1 返 還 金	1,560,000	△555,872	1,004,128
歳 出 合 計		13,705,502	△1,601,152	12,104,350

令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,653,334千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		13,389	489	13,878
	1 財産運用収入	13,389	489	13,878
2 繰入金		7,500,000	△946,751	6,553,249
	1 基金繰入金	7,500,000	△946,751	6,553,249
4 諸収入		6,023,296	62,910	6,086,206
	1 貸付金元利収入	6,023,296	62,910	6,086,206
歳入	合計	13,536,686	△883,352	12,653,334

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,536,686	△883,352	12,653,334
	1 市町村振興事業費	13,536,686	△883,352	12,653,334
歳 出 合 計		13,536,686	△883,352	12,653,334

令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,904千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		8,467	87	8,554
	1 財産運用収入	8,467	87	8,554
歳入合計		696,817	87	696,904

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 災 害 救 助 事 業 費		696,817	87	696,904
	2 基 金 積 立 金	8,469	87	8,556
歳 出	合 計	696,817	87	696,904

令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第1号）

令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90,582千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,078,376千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,479,302	△3,120	6,476,182
	1 負担金	6,479,302	△3,120	6,476,182
2 諸収入		1,414,656	△87,462	1,327,194
	1 貸付金元利収入	1,414,656	△87,462	1,327,194
歳入合計		12,168,958	△90,582	12,078,376

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公 債 費		7,893,958	△90,582	7,803,376
	1 公 債 費	7,893,958	△90,582	7,803,376
歳 出	合 計	12,168,958	△90,582	12,078,376

令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,780,905千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,165,482千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		175,017,754	△5,047,382	169,970,372
	1 国庫負担金	133,122,675	△5,433,728	127,688,947
	2 国庫補助金	41,895,079	386,346	42,281,425
4 前期高齢者交付金		188,226,404	285,508	188,511,912
	1 前期高齢者交付金	188,226,404	285,508	188,511,912
6 財産収入		21,276	23,631	44,907
	1 財産運用収入	21,276	23,631	44,907

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		39,828,998	5,850,171	45,679,169
	1 一般会計繰入金	39,537,938	923,794	40,461,732
	2 基金繰入金	291,060	4,926,377	5,217,437
8 繰越金		7,199,294	△5,487,178	1,712,116
	1 繰越金	7,199,294	△5,487,178	1,712,116
9 諸収入		2,514,011	594,345	3,108,356
	1 雑収入	2,514,011	594,345	3,108,356
歳入合計		603,946,387	△3,780,905	600,165,482

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		603,946,387	△3,780,905	600,165,482
	1 国民健康保険事業費	603,946,387	△3,780,905	600,165,482
歳 出	合 計	603,946,387	△3,780,905	600,165,482

令和5年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度本多静六博士育英事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,498千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		618	172	790
	1 財産運用収入	618	172	790
歳入	合計	33,326	172	33,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 本多静六博士育英事業費		32,326	172	32,498
	1 本多静六博士育英事業費	32,326	172	32,498
歳 出	合 計	33,326	172	33,498

令和5年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417,051千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,358,523千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		775,324	326	775,650
	1 財 産 運 用 収 入	47,078	326	47,404
2 繰 入 金		1,000,248	△417,610	582,638
	1 繰 入 金	1,000,248	△417,610	582,638
3 繰 越 金		1	233	234
	1 繰 越 金	1	233	234
歳 入 合 計		1,775,574	△417,051	1,358,523

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,775,574	△417,051	1,358,523
	1 用地事業費	1,775,574	△417,051	1,358,523
歳 出	合 計	1,775,574	△417,051	1,358,523

令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176,499千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,025,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使 用 料		7,656,706	△35,555	7,621,151
	1 住 宅 使 用 料	7,656,706	△35,555	7,621,151

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,049,069	△145,914	1,903,155
	1 国庫補助金	2,049,069	△145,914	1,903,155
3 財産収入		42,128	483	42,611
	1 財産運用収入	42,128	483	42,611
4 繰入金		603,148	△81,671	521,477
	1 繰入金	603,148	△81,671	521,477
5 繰越金		1	166,487	166,488
	1 繰越金	1	166,487	166,488
6 諸収入		11,413	5,671	17,084
	2 雑収入	11,055	5,671	16,726
7 県債		2,840,000	△86,000	2,754,000
	1 県債	2,840,000	△86,000	2,754,000
歳入合計		13,202,465	△176,499	13,025,966

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		11,113,402	△143,629	10,969,773
	1 住宅管理費	7,672,399	△30,954	7,641,445
	2 住宅建設費	3,441,003	△112,675	3,328,328
2 繰出金		776,526	0	776,526
	1 繰出金	776,526	0	776,526
3 公債費		1,302,537	△32,870	1,269,667
	1 公債費	1,302,537	△32,870	1,269,667
歳出合計		13,202,465	△176,499	13,025,966

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和3年度 公営住宅建設費	3,404,579	令和3年度	132,637	3,383,044	令和3年度	132,637
				令和4年度	678,494		令和4年度	678,494
				令和5年度	1,266,009		令和5年度	1,244,474
				令和6年度	898,197		令和6年度	898,197
				令和7年度	429,242		令和7年度	429,242
		令和5年度 公営住宅建設費	1,690,736	令和5年度	91,099	1,687,098	令和5年度	87,461
				令和6年度	354,913		令和6年度	354,913
				令和7年度	586,962		令和7年度	586,962
				令和8年度	657,762		令和8年度	657,762

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		令和3年度 公営住宅 団地再生 事業費	1,628,516	令和3年度	47,518	1,615,593	令和3年度	47,518
				令和4年度	180,378		令和4年度	180,378
				令和5年度	1,006,849		令和5年度	993,926
				令和6年度	393,771		令和6年度	393,771

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,840,000	普通貸借 又は 証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,754,000		(補正前に同じ。)	

令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631,395千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		8,896	610	9,506
	1 財産運用収入	8,896	610	9,506
2 繰入金		667,014	△57,136	609,878
	1 繰入金	667,014	△57,136	609,878
3 繰越金		1	306	307
	1 繰越金	1	306	307

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		19,635	△7,931	11,704
	1 貸付金元利収入	19,150	△12,000	7,150
	3 雑収入	484	4,069	4,553
歳入合計		695,546	△64,151	631,395

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		695,546	△64,151	631,395
	1 高等学校等奨学金事業費	695,546	△64,151	631,395
歳出合計		695,546	△64,151	631,395

令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,044,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,225,024千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		228,915	145	229,060
	1 財産運用収入	228,914	145	229,059
4 繰越金		2	4,384,764	4,384,766
	1 繰越金	2	4,384,764	4,384,766
5 諸収入		782,740	659,999	1,442,739
	2 収益事業収入	782,738	659,999	1,442,737
歳入合計		62,180,116	5,044,908	67,225,024

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		208,516	145	208,661
	1 公営競技総務費	208,516	145	208,661
3 繰出金		757,111	5,044,763	5,801,874
	1 繰出金	757,111	5,044,763	5,801,874
歳出合計		62,180,116	5,044,908	67,225,024

令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	585,708 千円	△ 17,165 千円	568,543 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「548,002千円」を「529,217千円」に、「35,180千円」を「35,660千円」に、「293,386千円」を「274,121千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	104,558	2,100	106,658
第1項 建設補助金	34,800	2,100	36,900

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	652,560	△ 16,685	635,875
第1項 建設改良費	617,380	△ 17,165	600,215
第3項 過年度国庫補助金 返 還 金		480	480

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		利根導水路大規模 地震対策事業	159,326	平成26年度	2,001	142,161	平成26年度	2,001
	平成27年度			8,613	平成27年度		8,613	
	平成28年度			9,476	平成28年度		9,476	
	平成29年度			15,534	平成29年度		15,534	
	平成30年度			20,457	平成30年度		20,457	
	令和元年度			25,570	令和元年度		25,570	
	令和2年度			17,093	令和2年度		17,093	

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費			令和3年度	8,991		令和3年度	8,991
				令和4年度	10,793		令和4年度	10,793
				令和5年度	40,798		令和5年度	23,633
		柿木浄水場 耐震化事業	1,683,569	令和元年度	57,232	1,683,569	令和元年度	57,232
				令和2年度	206,102		令和2年度	206,102
				令和3年度	245,365		令和3年度	245,365
				令和4年度	49		令和4年度	49
				令和5年度	248,339		令和5年度	248,339
				令和6年度	280,350		令和6年度	274,743
				令和7年度	646,132		令和7年度	651,739

令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	27,286,335 千円	△ 5,486,921 千円	21,799,414 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	47,150,966	△ 37,075	47,113,891
第1項 営業収益	43,181,608	△ 49,242	43,132,366
第3項 特別利益	1	12,167	12,168

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	51,307,206	△ 2,714,687	48,592,519
第1項 営業費用	48,312,478	△ 3,731,761	44,580,717
第2項 営業外費用	2,954,727	1,017,074	3,971,801

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,716,520千円」を「17,805,453千円」に、「1,403,461千円」を「927,054千円」に、「17,313,059千円」を「16,878,399千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	21,245,387	△ 4,772,366	16,473,021
第1項 建設補助金	3,147,717	△ 501,509	2,646,208
第2項 企業債	9,021,000	△2,494,000	6,527,000
第3項 他会計出資金	8,964,250	△ 1,977,000	6,987,250

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第4項 他 会 計 補 助 金	109,716	△ 1,154	108,562
第6項 雑 収 入	2,703	201,297	204,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	39,961,907	△ 5,683,433	34,278,474
第1項 建 設 改 良 費	28,186,179	△ 5,513,585	22,672,594
第2項 企 業 債 償 還 金	9,310,978	△ 359,500	8,951,478
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		189,652	189,652

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		吉見浄水場拡張 関連整備 (Ⅱ期)事業	27,344,642	令和3年度	1,072,171	37,943,246	令和3年度	1,072,171
				令和4年度	2,255,868		令和4年度	2,255,868
				令和5年度	7,076,016		令和5年度	5,451,698
				令和6年度	10,771,959		令和6年度	9,515,919
				令和7年度	5,225,803		令和7年度	9,595,089
				令和8年度	942,825		令和8年度	6,491,433
							令和9年度	1,782,230
					令和10年度	1,687,000		
					令和11年度	91,838		
		大久保浄水場 高度浄水処理 施設整備事業	61,229,560	令和4年度	349,014	85,230,788	令和4年度	349,014
				令和5年度	10,300,039		令和5年度	8,120,947
				令和6年度	10,578,451		令和6年度	12,229,902
				令和7年度	12,193,866		令和7年度	13,501,744
				令和8年度	10,419,816		令和8年度	17,791,642

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本の支出	1 建設改良費			令和9年度	8,925,923		令和9年度	18,203,211
				令和10年度	8,462,451		令和10年度	15,034,328
		水道施設 耐震化事業	22,141,077	平成26年度	480,078	21,138,375	平成26年度	480,078
				平成27年度	1,251,742		平成27年度	1,251,742
				平成28年度	1,970,017		平成28年度	1,970,017
				平成29年度	1,447,789		平成29年度	1,447,789
				平成30年度	1,017,668		平成30年度	1,017,668
				令和元年度	777,116		令和元年度	777,116
				令和2年度	2,077,544		令和2年度	2,077,544
				令和3年度	3,872,574		令和3年度	3,872,574
				令和4年度	2,707,835		令和4年度	2,707,835
				令和5年度	2,165,128		令和5年度	1,162,426
		令和6年度	4,373,586	令和6年度	4,373,586			
				平成26年度	33,359		平成26年度	33,359
				平成27年度	152,183		平成27年度	152,183
				平成28年度	272,533		平成28年度	272,533
平成29年度	252,432			平成29年度	252,432			

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		利根導水路大規模 地震対策事業	2,183,544	平成30年度	260,714	1,993,611	平成30年度	260,714
				令和元年度	332,336		令和元年度	332,336
				令和2年度	165,623		令和2年度	165,623
				令和3年度	97,503		令和3年度	97,503
				令和4年度	130,929		令和4年度	130,929
				令和5年度	485,932		令和5年度	295,999

(債務負担行為)

第6条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加して補正する。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
吉見浄水場拡張関連整備(Ⅲ期) (令和5年度契約分)	令和6年度から 令和7年度まで	90,000
吉見浄水場高度浄水処理施設整備 (令和5年度契約分)	令和6年度から 令和7年度まで	257,000

(企業債)

第7条 予算第6条に定めた起債の限度額中「9,021,000千円」を「6,527,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第8条 予算第9条中「414,615千円」を「413,461千円」に改める。

令和5年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	2,533,343	△32,487	2,500,856
第1項 営業費用	2,479,697	△32,779	2,446,918
第2項 営業外費用	33,645	292	33,937

(継続費)

第3条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜高柳地区 産業団地整備事業	7,414,655	令和4年度	2,195,511	7,414,655	令和4年度	2,195,511
		令和5年度		2,116,439	令和5年度		2,116,439	
令和6年度	2,345,858	令和6年度		1,711,746				
令和7年度	756,847	令和7年度		1,390,959				
		吉見大和田地区 産業団地整備事業	5,950,541	令和5年度	1,620,053	5,950,541	令和5年度	1,620,053
				令和6年度	1,638,218		令和6年度	504,219
				令和7年度	2,095,978		令和7年度	2,186,665
				令和8年度	596,292		令和8年度	1,639,604

令和5年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主なる建設改良事業	19,990,376 千円	△5,300,378 千円	14,689,998 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	53,146,873	△166,683	52,980,190
第1項 営業収益	33,644,036	△71,683	33,572,353
第2項 営業外収益	19,502,836	△95,000	19,407,836

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	58,982,288	△3,299,961	55,682,327
第1項 営業費用	58,096,112	△3,202,075	54,894,037
第2項 営業外費用	825,175	△97,886	727,289

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「56,900千円」を「348,147千円」に、「減債積立金470,773千円」を「建設改良積立金43,606千円、減債積立金594,547千円」に、「2,261,935千円」を「2,390,355千円」に、「2,975,993千円」を「2,388,946千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	25,243,687	△5,733,544	19,510,143
第1項 建設補助金	12,067,221	△3,395,433	8,671,788
第2項 建設負担金	6,507,865	△1,157,324	5,350,541

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 企 業 債	6,545,000	△1,184,000	5,361,000
第5項 他 会 計 補 助 金	118,075	3,213	121,288

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	31,009,288	△5,733,544	25,275,744
第1項 建 設 改 良 費	25,310,650	△5,733,544	19,577,106

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「6,545,000千円」を「5,361,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「6,393,924千円」を「6,230,454千円」に改める。